「地域材活用木造住宅振興事業」に係る事務事業者の募集についての公示

平成22年1月28日 国土交通省住宅局長 川本 正一郎

この度、「地域材活用木造住宅振興事業」に係る事務事業者の募集を開始しますのでお知らせします。

「地域材活用木造住宅振興事業」は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日 閣議決定)を踏まえ、地球温暖化対策、森林・林業の再生等を目指すものとして、地域材を活用した展示住宅の整備等による木造住宅の振興を図るものであり、事務事業については、「地域材活用木造住宅振興事業」の実施に係る補助金の交付決定等を行うことによる本事業の円滑な実施を図るものです。

なお、本事業は、平成21年度第2次補正予算(案)に盛り込まれているものであり、 補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため成立前に公募するものです。 したがって、補正予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることを あらかじめご了承ください。

### 1 公募期間

平成22年1月28日(木)10:00から平成22年2月17日(水)18:00まで(必着)

# 2 公募対象事業者の要件

次の(1)~(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

## 3 公募対象事業

「地域材活用木造住宅振興事業」事務事業

- 4 公募要領の交付期間及び場所
  - (1) 交付期間

平成22年1月28日(木)10:00から平成22年2月16日(火)18:00まで

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

- 5 応募書類の提出期限、場所及び方法
  - (1) 提出期限

平成22年2月17日(水)18:00まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

(3) 方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 井堀 電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話又はFAX)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

#### 6 審查方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、平成21年度2次補正予算の成立 後、事務事業の目的に最も合致した提案書等を提出した1者を採択する。

# 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 詳細は公募要領等による。